

随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和 7 年 5 月 26 日付け 7 農産第 992 号農林水産省農産局長通知）の新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 （略） 第 2 売渡しに係る買受者 1 買受者の資格 (1) 小売事業者 次の①若しくは②のいずれかのみに該当する者又はとう精能力を有する者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 47 条第 2 項に規定する届出事業者に限る。）であって、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が認める小売事業者（当該小売業者と同一のグループ会社に属する者（②に該当する者である場合又はとう精能力を有する者である場合には買受けに係る共同購入を行う者を含む。）を含む。以下「買受者」という。）とする。 ① 年間 10,000 トン以上の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者 ② 年間 1,000 トン以上 10,000 トン未満の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者 (2) 中食・外食・給食事業者 <u>次の要件のいずれかに該当するものであって、農産局長が認める事業者（当該事業者と同一のグループ会社に属する者（買受けに係る共同購入を行う者を含む。）を含む。以下「買受人」という。）とする。</u> ① <u>設備を設けて飲食させる施設において食料品（弁当、惣菜、調理品など。以下同じ。）を不特定多数の者に提供する事業者</u> ② <u>日持ちしない食料品を不特定多数の者に販売する事業者</u>	第 1 （略） 第 2 売渡しに係る買受者 1 買受者の資格 次の(1)若しくは(2)のいずれかのみに該当する者又はとう精能力を有する者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 47 条第 2 項に規定する届出事業者に限る。）であって、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が認める小売事業者（当該小売業者と同一のグループ会社に属する者（(2)に該当する者である場合又はとう精能力を有する者である場合には買受けに係る共同購入を行う者を含む。）を含む。以下「買受者」という。）とする。 (1) 年間 10,000 トン以上の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者 (2) 年間 1,000 トン以上 10,000 トン未満の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する者 (追加)

③ <u>病院・学校・社会福祉などの施設・事業所において食料品を提供する給食の事業を営む者</u> 2 審査書類等の届出に係る手続 農産局長は、申請者に対し、次に掲げる書類を提出させる。 (1) <u>小売事業者</u> ① <u>売渡し申込書及び誓約書（様式第1号－1）</u> ② <u>1(1)の買受者の要件を満たすものとして、1(1)①又は②のいずれかのみ該当する者にあつては米穀の取扱実績若しくは取扱見込みを有することが確認できる書類（とう精能力を有する者にあつてはとう精能力を有することが確認できる書類）（様式第2号－1）及び会社の定款</u> ③ <u>名称等の公表に関する同意書（様式第3号－1）</u> ④ <u>小売業者としての販売計画（様式第4号－1の1）</u> (2) <u>中食・外食・給食事業者</u> ① <u>売渡し申込書及び誓約書（様式第1号－2）</u> ② <u>年間の米穀の使用実績又は使用見込みが確認できる書類及び食料品を製造するための施設が確認できる書類（様式第2号－2）、食品衛生法に基づく営業許可証の写し並びに米飯を使用したメニュー表の写し</u> ③ <u>名称等の公表に関する同意書（様式第3号－2）</u> ④ <u>中食・外食・給食事業者としての使用計画（様式第4号－1の2）</u> 3 （略） 第3 1～5 （略） 6 売買契約の締結 農産局長は、受託事業体に売渡しの通知に基づき、受託事業体と買受者の間で、<u>第2の1の(1)の事業者にあつては別紙1、第2の1の(2)の事業者にあつては別紙2に定める事項を速やかに約定させるものとする。</u>	2 審査書類等の届出に係る手続 農産局長は、申請者に対し、次に掲げる書類を提出させる。 (1) <u>売渡し申込書及び誓約書（様式第1号）</u> (2) <u>1の買受者の要件を満たすものとして、1(1)又は(2)のいずれかのみ該当する者にあつては米穀の取扱実績若しくは取扱見込みを有することが確認できる書類（とう精能力を有する者にあつてはとう精能力を有することが確認できる書類）（様式第2号）及び会社の定款</u> (3) <u>名称等の公表に関する同意書（様式第3号）</u> (4) <u>小売業者としての販売計画（様式第4－1号）</u> (追加) 3 （略） 第3 1～5 （略） 6 売買契約の締結 農産局長は、受託事業体に売渡しの通知に基づき、受託事業体と買受者の間で、<u>別紙1に定める事項を速やかに約定させるものとする。</u>
---	--

第4 (略)

第5 買受者の報告義務

1 小売事業者

(1) 契約数量の販売計画の報告

買受者は、第3の6により約定した契約数量に沿った販売計画について、農産局長の定める期日までの販売計画書（様式第4号-2の1）に取りまとめの上、速やかに農林水産省農産局農産政策部企画課（以下「企画課」という。）に報告するものとする。

(2) 販売実績（POSデータ等）の報告

買受者は、受託事業体から引き渡された米穀の販売実績（当該買受者と同一のグループ会社に属する者の販売実績を含む。）を、販売数量等報告書（隔週の速報）（様式第9号-1の1）及び販売数量等報告書（毎月の確報）（様式第9号-2の1）により取りまとめの上、速やかに企画課に報告するものとする。

また、買受者は、様式第9号-1の1及び様式第9号-2の1による報告に加え、受託事業体から引き渡された米穀を含む精米として販売した全ての米穀の販売実績について、毎週月曜から日曜までの販売実績を取りまとめ、当該週の翌週の水曜日までに様式第9号-3にて企画課に報告するものとする。（なお、当該週が複数の月にまたがる場合は、月毎に様式第9号-3を分けて報告するものとする。）

ただし、とう精能力を有する買受者であって、受託事業体から引き渡された米穀を含む精米として販売した全ての米穀の販売実績を報告することが困難と認められる者においては、様式9号-3による報告を要しない。

2 中食・外食・給食事業者

(1) 契約数量の使用計画の報告

買受者は、第3の6により約定した契約数量に沿った使用計画

第4 (略)

第5 買受者の報告義務

1 契約数量の販売計画の報告

買受者は、第3の6により約定した契約数量に沿った販売計画について、農産局長の定める期日までの販売計画書（様式第4号-2）に取りまとめの上、速やかに農林水産省農産局農産政策部企画課（以下「企画課」という。）に報告するものとする。

2 販売実績（POSデータ等）の報告

買受者は、受託事業体から引き渡された米穀の販売実績（当該買受者と同一のグループ会社に属する者の販売実績を含む。）を、販売数量等報告書（隔週の速報）（様式第9号-1）及び販売数量等報告書（毎月の確報）（様式第9号-2）により取りまとめの上、速やかに企画課に報告するものとする。

また、買受者は、様式第9号-1及び様式第9号-2による報告に加え、受託事業体から引き渡された米穀を含む精米として販売した全ての米穀の販売実績について、毎週月曜から日曜までの販売実績を取りまとめ、当該週の翌週の水曜日までに様式第9号-3にて企画課に報告するものとする。（なお、当該週が複数の月にまたがる場合は、月毎に様式第9号-3を分けて報告するものとする。）

ただし、とう精能力を有する買受者であって、受託事業体から引き渡された米穀を含む精米として販売した全ての米穀の販売実績を報告することが困難と認められる者においては、様式9号-3による報告を要しない。

(追加)

について、農産局長の定める期日までの使用計画書（様式第4号－2の2）に取りまとめの上、速やかに企画課に報告するものとする。

(2) 使用実績の報告

買受者は、受託事業体から引き渡された米穀の使用実績（当該買受者と同一のグループ会社に属する者の使用実績を含む。）を、使用数量等報告書（隔週の速報）（様式第9号－1の2）及び使用数量等報告書（毎月の確報）（様式第9号－2の2）により取りまとめの上、速やかに企画課に報告するものとする。

第6 販売又は使用実績の確認

農産局長は、買受者が第5の1の(1)の販売計画書又は第5の2の(1)の使用計画書に沿って販売又は使用を行っているかについて、当該買受者の第5の1の(2)の販売数量等報告書又は第5の2の(2)の使用数量等報告書により確認を行い、適切な販売又は使用を行っていないと認められる場合には、当該買受者に対し、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表を講じることとする。

第7 販売又は使用に係る情報の公表

農産局長は、第2の1の(1)の事業者にあつては、買受者、買受数量（買受者ごとの買受数量）、販売価格及び販売実績（買受者全体の販売価格及び販売実績）等、第2の1の(2)の事業者にあつては、買受者、買受数量（買受者ごとの買受数量）、使用実績（買受者全体の使用実績）等を取りまとめた上で、省ホームページに掲載するほか、様式第9号－3にて提供を受けた販売実績については小売での販売数量・価格の動向を公表するにあたって活用するものとする。

第8 （略）

第6 販売実績の確認

農産局長は、買受者が第5の1の販売計画書に沿って販売を行っているかについて、当該買受者の第5の2の販売数量等報告書により確認を行い、適切に販売を行っていないと認められる場合には、当該買受者に対し、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表を講じることとする。

第7 販売に係る情報の公表

農産局長は、買受者、買受数量（買受者ごとの買受数量）、販売価格及び販売実績（買受者全体の販売価格及び販売実績）等を取りまとめた上で、省ホームページに掲載するほか、様式第9号にて提供を受けた販売実績については小売での販売数量・価格の動向を公表するにあたって活用するものとする。

第8 （略）

様式第1号－1（小売事業者）

（略）

- 4 要領第5の1の(1)の販売計画を提出し、当該販売計画に沿って販売するとともに、買い受けた当該米穀の販売実績等について要領第5の1の(2)により報告すること。

様式第1号－2（中食・外食・給食事業者）

令和 年 月 日

売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長 殿

令和7年〇月〇日に公表された政府備蓄米の売渡しを希望しますので、以下のとおり申し込みます。

（略）

記

1～3 （略）

- 4 要領第5の2の(1)の使用計画を提出し、当該使用計画に沿って使用するとともに、買い受けた当該米穀の使用実績等について要領第5の2の(2)により報告すること。

（略）

様式第1号

（略）

- 4 要領第5の1の販売計画を提出し、当該販売計画に沿って販売するとともに、買い受けた当該米穀の販売実績等について要領第5の2により報告すること。

（追加）

様式第2号－1（小売事業者）

（略）

様式第2号－2（中食・外食・給食事業者）

年 月 日

国内産米穀の使用数量等申告書

1 使用数量

（単位：実トン）

期 間 種 類	1年間
	☐ 直近1年（ 年 月～ 年 月） ☐ 直近3カ年平均（（ 年 月～ 年 月）／3） ☐ 見込み（ 年 月～ 年 月）
水稻うるち玄米	
水稻うるち精米	
合計	

（注） 使用数量は、玄米の使用数量及び精米の使用数量の合計について、「直近1年」、「直近3カ年平均」、「令和7年見込み」又は「令和7年度見込み」の期間のいずれか多い数量を記載する。

2 中食・外食・給食事業者の米飯製造施設名

様式第2号

（略）

（追加）

施設名	住所

3 引取希望場所

引取希望倉庫等の名称	引取希望住所

4 国内産米穀の用途（いずれかの主とする事業とし、提供する主なメニューを記載）

(1) 設備を設けて飲食させる施設において食料品を不特定多数の者に提供する事業者
（主なメニュー）

(2) 日持ちしない食料品を不特定多数の者に販売する事業者
（主なメニュー）

(3) 病院・学校・社会福祉などの施設・事業所において食料品を提供する給食の事業を営む者
（主なメニュー）

様式第3号－1（小売事業者）

（略）

様式第3号

（略）

様式第3号－2（中食・外食・給食事業者）

名称等の公表に関する同意書

政府備蓄米の売渡しに係る買受けの申込及び契約を締結した場合、
商号又は名称及び代表者名又は氏名並びに数量が公表されることに同
意します。

また、売渡しを受けた政府備蓄米の使用実績及びその状況が公表さ
れることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消し等を受けた場合、商号又は
名称及び代表者名又は氏名等が公表されることに同意します。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電 話 番 号：

(追加)

様式第4号-1

年 月 日

小売業者としての国内産米穀の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

	令和7年					合計
	6月	7月	8月			
契約数量						0
販売数量						0

(記載要領)

※ 玄米の場合は玄米トシ、精米の場合は精米トシとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

様式第4号-1の1

年 月 日

小売業者としての国内産米穀の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

	令和7年					合計
	6月	7月	8月			
契約数量						0
販売数量						0

(単位:実トシ)

(記載要領)

※ 玄米の場合は玄米トシ、精米の場合は精米トシとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

(追加)

様式第4号-1の2

中食・外食・給食事業者としての国内産米穀の使用計画書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所：
番 号 又 は 名 称：
代 表 者 氏 名：

(単位：実トン)

	令和7年					合計
	6月	7月	8月			
契約数量						0
使用数量						0

(記載要領)
※ 玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

随意契約による政府備蓄米（契約数量）の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
（農産局農産政策部企画課）

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

	令和7年				合計
	6月	7月	8月		
契約数量					0
販売数量					0

（記載要領）

※ 玄米の場合は玄米トシ、精米の場合は精米トシとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

随意契約による政府備蓄米（契約数量）の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
（農産局農産政策部企画課）

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

	令和7年				合計
	6月	7月	8月		
契約数量					0
販売数量					0

（単位：実トシ）

（記載要領）

※1 玄米の場合は玄米トシ、精米の場合は精米トシとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

※2 報告期限は、受託事業体との間で売買契約締結後、速やかに報告すること。

※3 報告に際しては、原則、電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「販売計画書(商号又は名称)」とすること。

shikakusyahoukokku@maff.go.jp

(追加)

様式第4号-2の2

年 月 日

随意契約による政府備蓄米（契約数量）の使用計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

(単位：キログラム)

	令和7年								合計
	6月	7月	8月						
契約数量									0
使用数量									0

(記載要領)
※1 玄米の場合は玄米ト、精米の場合は精米トとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。
※2 報告期限は、受託事業者との間で売買契約締結後、速やかに報告すること。
※3 報告に際しては、原則、電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「使用計画書(商号又は名称)」とする。
shikakusyaboukokoku@maff.go.jp

様式第 5 号～ 8 号 (略)	様式第 5 号～ 8 号 (略)
--------------------------------	--------------------------------

年 月 日

住 所：
 庭号又は名称：
 代表者氏名：

※事業者区分別は、自社使用分、中食・外食事業者又は給食提供事業者のいずれかから選択すること。

※1 数量はトン単位（少数第3位まで）で記入すること。なお、1.買受実績の「買受数量」欄は玄米トン、2.使用実績の「使用数量」欄は実トン（玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算）で記入すること。

※3 報告額が足りない場合は、適宜、行又は列を追加して記入すること。

※5 報告に際しては、原則、電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「通報：陸奥赤濱し報告(番号又は名称)」とすること。

(追加)

様式第3号-2の2

随量契約による政府調達米の流通しの使用数量報告書（毎月の実績） 月報告

農林水産省農産部長 殿
（農産物流通政策総合課）

姓 所
番号又は名称
代表者氏名
年 月 日

1. 買受実績					2. 使用実績					
買受契約の 締結年月日	産地 （米産地）	買受数量 （トン）	金額 （円（税込価格））	重量区分 （単位）	使用先 （事業者名）	所在地 （市町村）	使用数量（トン）			
							（合計）	6月	7月	8月
				合計使用分	=	=	0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			
							0.000			

※ 重量単位は、単位換算、中実、水分率等は、前年度実績の1/10から算出すること。

（注）随量契約

※1 重量は1トン単位（9割増3割まで）で記入すること。なお、1 買受契約の「買受数量」欄は米1トン、2 販売契約の「販売数量」欄は米1トン（米の単位は米1トンとし、米、穀物の両方ある場合は米）で記入すること。

※2 金額は円単位（税抜き価格）で記入すること。

※3 報告欄が足りない場合は、消費、行又は別を記入して記入すること。

※4 報告期限は、毎月10日（日）まで、毎月10日（日）までに報告すること。

※5 報告に際しては、原則、電子ファイル形式での提出を求め、なお、ファイル名は「01：随量契約（報告又は名称）」とすること。

sishikujyohokoku@nrcf.go.jp

様式第10号 (略) 別紙 (略) 別紙1 <u>(小売事業者)</u> (略) 別紙2 <u>(米飯事業者)</u> <u>受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約に</u> <u>おける約定事項</u> <u>(契約数量等)</u> 第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」と いう。）に売り渡す政府所有米穀の種類、年産、用途、数量、単価 及び金額は、次のとおりとする。 一 種類 水稻うるち玄米 二 年産 令和〇年産 三 用途 主食用 四 数量 〇〇〇〇トン 五 単価 〇〇〇〇円/60キログラム 六 金額 〇〇〇〇円 2 前項の売渡しに係る引渡期限は、〇年〇月〇日とする。	様式第 10 号 (略) 別紙 (略) 別紙 1 (略) (追加)
---	---

<u>(引渡現品の管理)</u> 第2条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。</u> <u>(異常時の対応)</u> 第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、<u>直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。</u> 一 <u>当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。</u> 二 <u>当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。</u> <u>(契約の内容に適合しない現品の交換)</u> 第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、<u>直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。</u> 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、<u>食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。</u> 3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであって、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、<u>同等量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。</u>	
--	--

ただし、甲が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。

また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。

三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。

四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がそ

<u>の義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。</u> <u>六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。</u> <u>七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u> <u>3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。</u> <u>4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第7条、第8又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。</u> <u>(属性要件に関する契約解除)</u> <u>第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。</u> <u>一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</u> <u>二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</u> <u>三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運</u>	
---	--

<u>営に協力し、又は関与しているとき。</u> <u>四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。</u> <u>五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</u> <u>(行為要件に基づく契約解除)</u> <u>第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。</u> <u>一 暴力的な要求行為</u> <u>二 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為</u> <u>五 その他前各号に準ずる行為</u> <u>(表明確約)</u> <u>第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。</u> <u>2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。</u> <u>(再請負契約等に関する契約解除)</u> <u>第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならな</u>	
--	--

い。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

（違約金）

第11条 乙は、第5条、第6条第2項の各号、第7条、第8条又は前条第2項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

（違約金の納付期限）

第12条 乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

（損害賠償）

第13条 乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。

二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本

契約の解除権が発生したとき。

(責任の免除)

第14条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。

二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。

三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

(区分管理)

第15条 乙は、本約定に係る米穀を区分して、その受払状況等について管理しなければならない。

(調査、報告)

第16条 乙（乙と同一のグループ会社に属する者であって、乙に売り渡された政府所有米穀を取り扱う者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。

3 <u>乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を消費者に食料品（弁当、惣菜、調理品など）として提供すること。また、乙は、当該米穀の転売防止に努めること。</u> 4 <u>乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた政府所有米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、当該米穀を廃棄する場合にあっては、当該廃棄に関して受領する者（以下「廃棄受領者」）と契約を締結し、その契約の内容として、委託先又は廃棄受領者は、食糧法第52条及び米トレサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。</u> 5 <u>前項の場合において、乙は、委託先又は廃棄受領者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は廃棄受領者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。</u> <u>（業務委託の禁止）</u> 第17条 <u>乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章のⅠの第2の5により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。</u> <u>（協議解決）</u> 第18条 <u>本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた</u>	
--	--

<u>事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。</u>	
--	--

附 則（令和 7 年 6 月 20 日付け 7 農産第 1428 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和 7 年 5 月 30 日付け 7 農産第 1086 号農林水産省農産局長通知）に基づき、当該要領第 2 の 3 により農産局長が審査を行った者による申請に係る手続については、なお従前の例による。